

日本協同組合学会役員選出細則

1. 理事及び監事の選出について

- (1) 理事候補者を選出するため、ブロックごとに推薦委員会を設ける。
- (2) 推薦委員会を構成する推薦委員の人数は、各ブロックごとに2名以上6名以内とし、会長が常任理事会の議を経てこれを委嘱する。
その際、推薦取りまとめの責任者を合わせ指名するものとする。
ブロック区分及び所属都道府県は別表(1)の通りとする。
- (3) 理事の定数36名のうち(5)で規定する2名、ならびに各ブロックに基数として配分する8名を除く26名については、理事改選が行われる年の4月1日現在のブロック別会員数を基準に定め、常任理事会の議を経て理事会で確認する
- (4) の1 各ブロックの推薦委員会は、取りまとめ責任者を中心に連絡・協議して、各ブロックの会員(勤務先をもつ会員のブロック所属は勤務先所在地とする)のなかから、定数相当の理事候補者を選定し、本人の同意を得た上で、指定された期日までに、会長に推薦する。
- (4) の2 各ブロックの会員で理事に立候補したい会員は、届出期日までに、自己の所属するブロックの推薦委員会に宛てて立候補の届出を行うことを要する。
- (4) の3 推薦委員会の推薦する推薦候補者と立候補者を合わせた数がブロックの定数を超えた場合、ブロックを範囲として学会本部(常任理事会)を事務局とする投票を行い、票数上位者から定数の理事候補者を選考するものとする。ただし、推薦候補者と立候補者を合わせた数が定数相当の数の場合は投票を行う必要はないものとする。
- (4) の4 推薦委員会は、届出期日までに届出のあった候補者の数が定数に満たないときは、不足する数の候補者を推薦しなければならない。また推薦委員会は、候補者の数が定数を超える場合であっても、必要と認めるときは、定数を超えて候補者を推薦することができる。
- (4) の5 推薦委員は、役員候補者の会長への推薦をもってその役割を終わる。
- (5) 大会開催その他学会運営上の必要に応じて、ブロック定数以外の2名の理事については、会長の推薦によるものとする。
- (6) 監事2名については、監査業務の趣旨を踏まえ副会長協議のうえ会長に推薦するものとする。

(7) の 1 会長は推薦された理事((5)で規定する理事2名を含む)・監事候補者名簿を理事会にはかり、その承認を得て総会に提案する。

(7) の 2 総会における理事・監事候補者の承認は一括承認とし、多数決によるものとする。

2. 会長、副会長及び常任理事の選出について

(1) 会長・副会長を選出するための第1回理事会は、前期の総務担当理事が招集し、議長が選出されるまで仮議長となって新理事会の進行係を担当する。

(2) 議長は、出席理事の互選により出席理事の過半数の賛成で選出する。

(3) 議長は、会長、副会長を互選するための選挙管理人を原則として監事の中から指名する。

(4) 選出は、最初に会長、続いて副会長の順番で行う。

(5) 会長は、理事の無記名投票により、過半数の得票を得たものとする。過半数に達した理事がない場合は、上位得票者2名について決選投票を行い、得票数の多い理事を会長として決定する。なお、議長にも選挙権及び被選挙権を認める。

(6) の 1 副会長の人数は、学会会則に規定された3名以内について、出席理事の過半数の賛成により決定する。

(6) の 2 副会長は、無記名投票(1名選出の場合は1名、2名選出の場合は2名、3名選出の場合は3名の完全連記)により、得票数の上位から選出する。なお、議長にも選挙権及び被選挙権を認める。

(7) (3)、(5)および(6)の規定にかかわらず、理事会の決するところにより投票以外の方法で会長ならびに副会長を選定することができる。

(8) の 1 会長及び副会長は、協議して16名以内の常任理事候補者を役割分担を明確にして指名し、理事会の承認を得るものとする。

(8) の 2 会長・副会長は、常任理事候補者の承認を第1回理事会で得る時間的余裕がない場合には、指名した常任理事候補を全理事に通知し、持ち回り理事会の方式で2分の1以上の賛成が得られた場合に、理事会の承認を得たものとする。

(9) 会長は1期とし、副会長は2期、常任理事及び監事は3期を超える重任を認めない。この規程は1993年選出の役員から、任期を第1期として適用する。

3. 改廃

本細則の変更は理事会の決議による。

改正 1992年11月7日改正
1994年10月15日改正
2002年10月5日改正
2004年10月16日改正
2015年4月1日改正
2018年5月11日改正
2019年5月24日改正
2021年5月27日改正

(別表1) ブロック区分と所属都道府県

ブロック	所属都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟
東京	東京
東海北陸	岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2021年4月1日現在の会員に基づく理事のブロック別配分

ブロック名	基数配分	会員数配分	計	前回
北海道	1	2	3	3
東北	1	2	3	3
関東甲信越	1	4	5	5
東京	1	10	11	11
東海北陸	1	2	3	3
近畿	1	3	4	3
中四国	1	2	3	3
九州沖縄	1	1	2	3
合計	8	26	34	34
細則 1 (5) に定める会長推薦 2 名			2	2